

◆厚生労働省から発出されている各種連絡について◆

□当協会ホームページのトップページ右上のバナーに、「熊本県熊本地方を震源とする地震および災害支援に関する情報」をまとめています。厚生労働省から発出されている各種連絡、協会から配信しているお知らせ等、随時更新しています。

□平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について
(老健局各室課→各都道府県介護保険担当主管部(局)老健局振興課 → 当協会宛て事務連絡)

<http://www.jcma.or.jp/images/160426hihokensyaichibuhutan.pdf>

□平成28年熊本県熊本地方の地震に伴い障害者(児)及び高齢者が預金通帳を紛失した場合等における預金の払戻しについて
(老健局各室課→各都道府県介護保険担当主管部(局)老健局振興課 → 当協会宛て事務連絡)

<http://www.jcma.or.jp/images/160426yokintuchohunshitsu.pdf>

◆当協会の活動について◆

□「介護支援専門員ボランティア」は、今日も被災地で活動しています。4月28日まで熊本県御船町水越地区において全戸訪問を行っており、要援護者を見出すことも重点として行っています。1日かかって二人で9軒を回るのがやっとという集落にも足を延ばしています。

□厚生労働省から発出している事務連絡が届いていない地域包括支援センターもあるため、活動するなかで通知類の周知もしています。

□今後も被災地の各地域包括支援センターの意向に沿えるよう、派遣調整を行い、支援を継続していきます。

□なお、障害者の支援協力について、まずは日本相談支援専門員協会との現状共有を進めています。

□引き続き、熊本地震義援金募集と介護支援専門員ボランティア募集へのご協力をお願い致します。

★熊本地震 義援金募集のお知らせ

http://www.jcma.or.jp/news/association/post_677.html

★介護支援専門員ボランティアの募集について

http://www.jcma.or.jp/public/enquete/post_680.html

◆食中毒予防について◆

- 届いた物資を加工したり、火を通すためにも、調理場所の確保と衛生管理を行いましょう。
- 食事の前やトイレ後は、流水で必ずよく手洗いをするよう促しましょう。調理者は手指の消毒を心がけましょう。水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュ等を活用するよう働きかけましょう。
- 配給食を出す場合には、食品の賞味期限、消費期限を確認しましょう（必要以上に保管しない）。
- 配った食品は早めに食べていただくよう呼びかけて、残った物は回収し破棄しましょう（必要以上に配布しない）。
- 調理器具等は使用後にできるだけ洗浄しましょう。
- 下痢や嘔吐等の症状がある方は、食品を取り扱う作業をしないようにしましょう。